## 工場立地に関する準則 別表1

	業種の区分	生産施設面積率
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造	30%
	業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機	
	製造業	
第二種	製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。)、造作材・	35%
	合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)	
	及び非鉄金属鋳物製造業	
第三種	一般製材業及び伸鉄業	40%
第四種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連	45%
	製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び	
	人造宝石製造業を除く。)、農業用機械製造業(農業用器	
	具製造業を除く。)及び繊維機械製造業	
第五種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第六種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・	55%
	鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	
第七種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製	60%
	造業を除く。)及び高炉による製鉄業	
第八種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

業種の区分		既存给施設所數地記計数	Ħ
_	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給	1.	2
=	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業(清酒製造業を除く。)、	1.	3
	動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・		
	合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、ルポーク		
	業、化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合		
	成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂		
	製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬		
	品原薬製造業を除く。)を除く。)、石油製品・石炭製品製造業(コ		
	一クス製造業を除く。)、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品 製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造		
	業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除		
	く。)、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷		
	1、6000000000000000000000000000000000000		
	材製造業(可鍛鋳鉄製造業を除く。)、非鉄金属第二次製錬・精製業		
	「非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金		
	属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、		
	自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製		
	造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに		
	限る。)、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製		
	造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業		
Ξ	有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化	1.	4
	性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、コークス製造業、板		
	ガラス製造業、生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・		
	同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及		
	びロボット製造業を除く。)、はん用機械器具製造業(動力伝導装置		
	製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加		
	工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング		
	製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。)、		
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品		
	製造業を除く。)、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業		
四	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次	1.	5
	製錬·精製業		